

令和6年度進行管理 戦略点検シート

◎基本政策 4 文化的で豊かな共生社会の実現

主要課題	No. 39	男女平等参画社会の実現
-------------	--------	-------------

<p>● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性 ●</p>		<p>主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。</p>
4年後の目指す姿	<p>区民の男女平等に関する意識が高まり、全ての人々が、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会の構築が推進されている。</p>	
計画期間の方向性	<p>○男女平等参画社会を支える意識の形成 無意識のうちに形成された固定的性別役割意識を解消し、あらゆる分野における男女平等参画を推進するため、男女平等センターを拠点とした、学習機会の提供や各種団体活動の支援などによる啓発・普及活動に取り組みます。</p> <p>○男女平等参画と女性の活躍の推進 働く全ての人々が個人の能力を発揮しながら働き続けられるよう、家庭生活における男性の参画を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、女性が働きやすい労働条件や職場環境等の整備を事業所等に働きかけていきます。</p> <p>○あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性の安全・安心な暮らしの実現 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、DV等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目ない相談・支援ができるように、関係機関や民間団体等との連携・協働による相談支援の充実を図ります。</p>	

事業費（令和5年度） 上段：実績 下段：当初予算

<p>1 どのような事業で何をしたか（実績）</p>		<p>戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。</p>							
事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割						事業費(千円)
140	男女平等参画の推進	総務課	男女平等参画に関する認識や、その意識に対する理解の定着等を図る。						116,759千円 (119,908千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	①	男女平等参画社会を支えるためのセミナー等の参加者数及び実施回数	人/回	1,126/11	1,184/11				
	②	女性の活躍を推進するためのセミナー等の参加者数及び実施回数	人/回	313/5	249/5				
	③	あらゆる暴力の根絶に向けたセミナー等の参加者数及び実施回数（参加者数をカウントできないものを除く）	人/回	466/4	504/4				
R5(2023)	令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、ほとんどの事業を対面形式で実施することが可能となり、感染症拡大前とほぼ同様の形で開催することができました。								
141	女性・母子父子等相談体制の充実	生活福祉課	配偶者などからの暴力等に対応するとともに、ひとり親家庭の自立を支援する。						18,035千円 (21,358千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	①	女性相談（活動）延件数	件	8,982	7,120				
	②	母子父子相談延件数	件	1,946	1,516				
R5(2023)	相談内容が複雑化・多様化しているため、きめ細かな支援が求められています。								

142	母子・女性緊急一時保護事業		生活福祉課	配偶者などからの暴力被害を受ける、母子や女性を保護・支援する。					15千円 (856千円)	
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 母子・女性緊急一時保護事業の利用人数			人	4	1				
② 母子・女性緊急一時保護事業の利用延日数(宿泊数)			日	26	1					
R5(2023)	緊急一時保護事業を利用せずに自費で避難する相談者が多かったため、事業の利用人数が減少しています。									
●特記事項(実績の補足)										

2 社会ではどのような動きがあったか (社会環境等の変化)		人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。
チェック	チェック項目	
有	主要課題に関連する法改正があった(今後、法改正がある)	
有	主要課題に影響を及ぼす変化等があった(今後、変化等の可能性がある)	
<p>令和5年の日本のジェンダーギャップ指数は、昨年度から9ランクダウンの146か国中125位となり、過去最低の結果となりました。この順位は、主要7カ国(G7)で最下位であり、特に政治と経済の分野で低迷している状況です。</p> <p>5年7月に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」と「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が公布され、性犯罪の規定が変更になりました。</p> <p>また、若年層への性加害事件が多く報道され、社会問題として認識されるようになりました。</p> <p>6年4月に、生活困窮、DV等の困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、保護命令の要件に精神的暴力が加わるなど一部改正がありました。</p>		

3 成果や課題は何か(点検・分析)		1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検・分析します。
○男女平等参画社会を支える意識の形成		
<p>依然として根強く残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向け、メディアや子育てなどの身近な話題をテーマとした講座を複数回開催し、様々な角度からアンコンシャス・バイアス等を考えるきっかけを提供しました。</p> <p>一方、「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果」(令和4年内閣府)によると、『アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)』という言葉の認知度は21.4%に留まっており、引き続き、男女双方の意識改革や理解の促進に向けた取組が必要です。</p>		
○男女平等参画と女性の活躍の推進		
<p>幅広い世代への普及・啓発に向け、UN Women日本事務所長を講師とした小学校への出前講座の実施や、女性の支持を広く集めている著名人による講演会の開催等、様々な分野で活躍されている女性講師による講演会を実施し、女性活躍意識の醸成に取り組みました。</p> <p>一方、男女平等参画推進計画では、委員会・審議会等の委員の比率において、いずれかの性が4割未満とならないことを目標に取組を進めていますが、4年度の男女平等参画推進計画推進状況評価では、目標に達している委員会・審議会等の割合は26.1%に留まっており、女性参画の推進に向けた働きかけを強化する必要があります。</p>		

○あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性の安全・安心な暮らしの実現

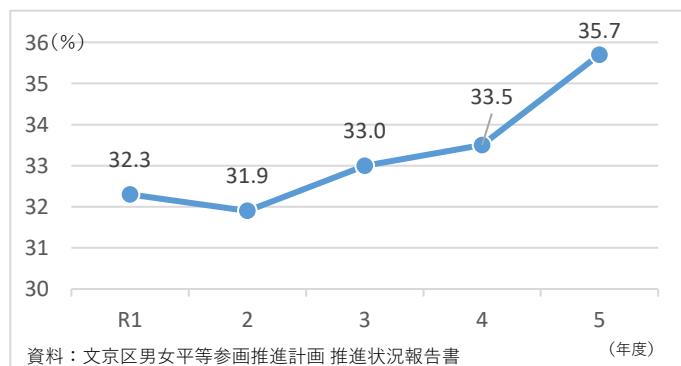
令和4年度から取り組んでいる「ピア・アクティビスト育成事業」において、若い世代から同世代に対し、「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」や、性暴力や性被害、DV等を未然に防ぐために自らが考え行動する大切さを伝えました。

また、デートDVに関する専門知識を持つ講師を派遣する出前講座の実施や、都と共催で「犯罪被害者週間行事」を開催し、性被害の実情と課題や性犯罪に関する刑法の改正について分かりやすく解説を行い、区民等の理解促進に取り組めました。

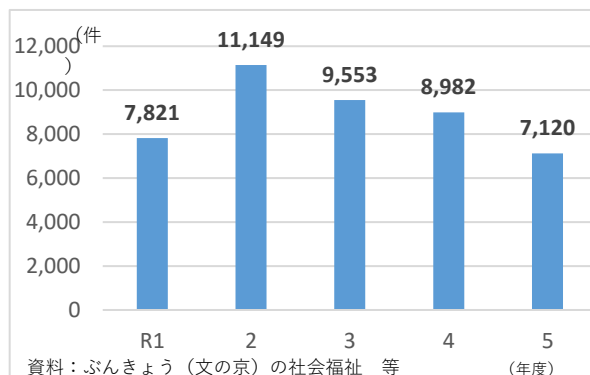
今後は、報道等で顕在化した若年層への性加害・性暴力等に対する啓発事業の実施等、時勢に合わせた取組みを柔軟に実施していく必要があります。

DV等被害者の個々の状況に応じた相談を行い、迅速かつ的確に支援していくことができるように関係機関との連携を強化し、支援の充実を図っています。また、OJTや研修に参加することで相談員のスキルアップを図っています。

●委員会・審議会等における女性委員の割合



●女性相談（活動）延件数



【SDGsの視点】

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>男女平等参画推進連絡会を開催し、庁内における男女平等参画の推進を図りました。ピア・アクティビストが様々な事業を通じてセッションを行い、607名の同世代にSRHRの普及・啓発を行いました。</p> <p>区職員の育児休業取得率は、女性100%、男性73.7%であり、国内の平均値に比べかなり高い数値となっています。</p> <p>性被害・性犯罪やDV等についての啓発事業を実施し、あらゆる暴力の根絶の推進に努めました。女性が自立した安全で安心した生活を送ることができるように支援していきます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>働く場における男女間の機会均等を確保するため、事業主及び労働者に向けたセミナーや研修会を開催しました。</p> <p>女性が自身の能力を發揮し、自己選択のもとで自立した生活を送ることができるように支援していきます。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>UN Women日本事務所及び(公財)ジョイセフ等の関係団体と連携の強化を図り、男女平等参画社会の実現に向けた様々な事業を実施しました。</p>

4 今後どのように進めていくか（展開）

3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、次年度以降の戦略としての進め方を記しています。

「文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、ジェンダー平等の実現に向け、男女平等センターをはじめ、関係機関と連携・協働し、区民等の意識向上に取り組めます。

また、「ピア・アクティビスト育成事業」においては、現状少数である男性ピア・アクティビストの育成に努め、女性とともに男性へのSRHRの普及・啓発にも力を入れていきます。

加えて、あらゆる暴力の防止・根絶に向けた普及・啓発活動を引き続き実施するとともに、若年層への性加害・性暴力や刑法の法改正等、社会情勢を踏まえた取組も進めていきます。

関係課や関係機関、民間団体等とネットワークを構築することで連携・協働を強化していき、困難な問題を抱える女性への相談支援を切れ目なく、適切に行っていきます。

5 次年度、事業をどうするか（事業の見直し）

4を踏まえ、主要課題に紐づけられている個々の計画事業の次年度の検討の方向性を、「継続」「レベルアップ」「縮小」「統合・分割」「計画変更」「事業終了」で記します。

事業番号	計画事業名	所管課	次年度の方向性
140	男女平等参画の推進	総務課	継続
141	女性・母子父子等相談体制の充実	生活福祉課	継続
142	母子・女性緊急一時保護事業	生活福祉課	継続